

業務委託引き受け業（ビジネス・プロセス・アウトソーシング = BPO）へ奨励を付与する

2005年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)
投資委員会(BOI)布告
No. S.1 / 仏暦 2548 年(2005)

件名 業務委託引き受け業(ビジネス・プロセス・アウトソーシング = BPO)へ奨励を付与する

多種のサービスを広く網羅するための業務委託引き受け業(ビジネス・プロセス・アウトソーシング = BPO)へ奨励を付与する妥当と見なし、これに関し、

仏暦 2520 年 投資奨励法第 16 条の権限に基づき、投資委員会は、委員会布告 No. 2 / 2543、仏暦 2543 年 8 月 1 日付け 件名 奨励を付与する事業の種類、規模、条件の末尾の奨励を与える業種表の第 7 類、業種 7.22 のコールセンターの内容を削除する告示を発し、以下の業種および条件を定める。

業種	条件
7.22 業務委託引き受け業 (ビジネス・プロセス・アウトソーシング = BPO)	1. 租税と関係のない権利恩典のみを付与する。 2. 種々の分野で通信技術を経由してサービスを与えなくてはならない。例) 業務サービス、財務会計サービス、人的資源サービス、セールスおよびマーケティングサービス、顧客サービス、国際コールセンター、データプロセッシングなど

これらは、仏暦 2547 年(2004 年)12 月 27 日から有効である。

布告日 仏暦 2548 年(2005 年)2 月 11 日

陸軍大将
 チャバリット・ヨンチャイユット
 副首相
 委員会議長代行

注: この翻訳は、2005 年 2 月 11 日告示のタイ国投資委員会布告の翻訳であるが、実際の運用にあたっては、原文(タイ語)を参照願います。